

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型） 上乗せ交付分について

○ 規模：300億円（全国）

	タイプⅠ	タイプⅡ
要件	<p>他の地方公共団体の参考となる「先駆性」を有する事業を実施する場合</p> <p>(1) しごとづくり等に資する人材の育成・確保のための事業</p> <p>(2) 農林水産業等の分野における地域に埋もれた資源を見出し、そのブランド化、販路開拓、事業化等を行う事業</p> <p>(3) 地域の観光資源の開発等を行う事業</p> <p>(4) コンパクトシティ、中心市街地活性化の包括的政策パッケージに関する事業等</p> <p>(5) 中山間地域等における「小さな拠点」に関する事業</p> <p>(6) プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、魅力ある地域商品開発、商店街の活性化等の事業</p>	<p>平成27年10月30日までに以下の点を満たす地方版総合戦略を策定する場合</p> <p>(1) 原則としてアウトカムベースにより適切な重要業績評価指標（KPI）が設定されていること。</p> <p>(2) 外部有識者等を含めた検証機関により重要業績評価指標（KPI）の検証が行われるものであること。</p> <p>(3) 地方版総合戦略の策定・見直しについて、住民や産官学金労等との連携体制等を備えていること。</p>
申請事業数	<p>都道府県：5事業まで</p> <p>市区町村：2事業まで</p> <p>※複数の自治体が広域連携により取り組む事業は、この限りではない。</p>	
交付額の目安	<p>都道府県：3～5億円</p> <p>市区町村：3～5千万円</p>	一地方公共団体当たり 1,000万円
実施計画提出期限	8月31日(月)	8月14日(金)
交付決定	10月下旬	10月下旬
備考	事業の審査に当たっては、外部有識者による評定委員の評価が行われる。	